

産業統計部会の審議状況について(報告)  
(作物統計調査の変更)

資料2-1-1

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
1 計画の変更 (1) 調査の一部中止	○ 被害調査(作物に重大な被害が発生したと認められる場合に実施)により集計されているデータを、農林水産業被害報告(災害対策基本法に基づく行政記録情報。以下「被害報告」と表記)で代替することにより、被害調査を中止	●		<p>・<b>適当と整理</b></p> <p>【委員等からの主な意見】</p> <p>◆被害調査の調査事項をどのように取りまとめているのか、プロセスの全体像を示してほしい。</p> <p>◆被害調査を被害報告で代えることについて大筋では問題ないが、被害を算定する方法等に大きな相違はないと考えてよいか。</p> <p>⇒被害報告は、i)被害調査が対象とする農作物のほか、施設、家畜等を含む農林水産業全般の被害状況を把握するものであること、ii)集計・公表もより迅速であること、iii)被害調査の結果を利用して天災融資法等のニーズに対応できるものであることから、被害調査を代替することに問題はなく、それは、公的統計基本計画で示されている「行政記録情報等の活用」にも沿うとともに、調査事務の負担軽減にも資するものと整理</p>
(2) 調査方法の変更	○ 水稻の作柄概況調査のうち、7月15日現在の調査及び8月15日現在の早場地帯(注)の作柄の良否について、実測を中心とする調査手法から、気象データ及び人工衛星データを利用した予測手法へ変更  (注)8月15日現在の遅場地帯(一部地域を除く。)については、既に本年度から予測手法に変更。	●		<p>・<b>適当と整理</b></p> <p>【委員等からの主な意見】</p> <p>◆作柄概況調査(7月及び8月)のこれまでの調査プロセスや予測手法に置き換わる範囲について説明してほしい。</p> <p>◆水稻の場合、気象と作況の相互の関係についてのデータ蓄積や研究が進んでいるため、気象データや人工衛星データを用いることにより作柄表示地帯単位ならば問題ない予測や推計ができると考える。</p> <p>◆収穫量に直結するようなデータをドローン等で把握するのは難しいと考えるが、面積等の把握で活用する余地はあるのではないかと考える。</p> <p>⇒今回の変更は、①諮問第135号(令和2年1月24日)の答申における今後の課題を踏まえて、既に活用している予測手法の適用範囲を拡大するものであり、②収穫時期までの間に起こりえる病虫害や天候不順など不確定要素もある中、当年の収穫量が集計されるまでの暫定的な予測値として必要な精度は確保されている、③また、調査事務の負担軽減にも資すると整理</p>

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
(3) 調査期日及び公表時期の変更	① 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第4条に基づき「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の策定期間の前倒しに伴い、作柄概況調査(9月)の調査期日及び公表時期を変更 これに連動して、予想収穫量調査の調査期日及び公表時期、作付面積調査の公表時期を変更			<p>● <b>・おおむね適当と整理</b> 【委員等からの主な意見】 ◆ 水稻の作況に関する各種調査の公表事項等の相違について示してほしい。</p> <p>◆ 基本指針の策定への活用が、本調査結果の最も重要な利活用であり、同指針の策定に最適な時点で調査を行う必要があること、また、他の利活用への支障もないことから、時期を変更すること自体は問題ないとする。</p> <p>一方で、①9月調査は、現在、作柄概況調査の中に位置付けられているものの、公表内容を見ると、実態として予想収穫量調査に近いこと、②また、これまで基本指針の策定に予想収穫量調査の結果が活用されていたことを踏まえると、9月調査は「基本指針の前倒し策定に伴い、予想収穫量調査を前倒して追加実施する」等の整理が合理的ではないか。</p> <p>◆ 10月の「予想収穫量調査」を引き続き行う必要はあるのか。</p> <p>⇒ 本調査の最も重要な利活用である基本指針の策定に最適な時点での情報を把握・提供等の観点から、計画されている時期の変更自体は適当としつつ、9月調査については「予想収穫量調査」として整理 【調査計画の修正が必要である旨、指摘予定】</p>
	② (i) 麦類の作付面積調査及び収穫量調査(概要)の公表時期を11月下旬に統合 (ii) 春植えばれいしょの作付面積調査及び収穫量調査(概要)について、都府県と北海道で異なっていた公表時期を翌年2月上旬に統合			<p>● <b>・適当と整理</b> ⇒ 利活用ニーズや作物の生産実態を踏まえた対応と整理</p>
(4) 調査対象の変更	① 甘味資源作物のうち、てんさいの調査対象を製糖会社から、業界団体である日本ビート糖業協会に変更			<p>● <b>・適当と整理</b> ⇒ 業界団体における情報の保有状況を踏まえた変更であり、調査の効率化、報告者負担の軽減に資するものと整理</p>
	② みかん、りんご及び茶の作付面積調査及び収穫量調査における調査対象範囲(「主産県の区域」)の要件として掲げている一部事業を削除			<p>● <b>・適当と整理</b> ⇒ 事業の廃止や近年の利用実績の低下を踏まえて削除するものであり、主産県調査の代表性を損なうものではないものと整理</p>
(5) 集計事項の変更	① 調査の一部中止、調査方法の変更及び調査期日の変更に伴い、関係する集計事項を削除又は変更			<p>● <b>・おおむね適当と整理</b> ⇒ 上記1(1)～(3)の変更に伴うものと整理 ただし、(3)①において、9月調査を作柄概況調査ではなく、予想収穫量調査として整理することに伴う修正が必要 【調査計画の修正が必要である旨、指摘予定】</p>
	② 果樹に係る収穫量調査の集計結果から「集出荷団体取扱数量」を削除			<p>● <b>・適当と整理</b> ⇒ 利活用の低下を踏まえたものと整理</p>

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
2 過去の答申における「今後の課題」への対応状況について	<p>① 諮問第93号(平成28年11月18日)の答申及び公的統計基本計画において、以下のとおり指摘されていることから、その対応状況等を確認</p> <p>作付面積や収穫量の増減率において、主産県と非主産県に差が生じている可能性が考えられることや、今後、主産県調査結果に基づく推定値を公表する頻度が増加することを踏まえ、<u>推定値の精度をより一層高める観点から、主産県調査実施年における全国値の推定方法について検証・検討する必要がある。</u></p>			<p>● <b>・引き続き検討を継続と整理</b> ⇒この課題が示された後、全国調査が行われた作物から順次検討がなされているところ、全国調査の実施年に至っていない作物についても、今後、全国調査の実施後に推定方法の比較検討を行うものと整理</p>
	<p>② 諮問第135号(令和2年1月24日)の答申において、以下のとおり指摘されていることから、その対応状況等を確認</p> <p>水稻の作柄概況調査において、気象データ及び人工衛星データのみを利用して、遅場地帯における作柄予測を行う新たな調査手法を導入する計画とされているが、<u>十分な精度確保を前提とした上で、人工衛星データや小型無人機(ドローン)などの先進技術の活用による本調査の効率化等の可能性について、引き続き検討することが必要である。</u></p>			<p>● <b>・適当と整理</b> (上記1(2)を参照)</p>

(注) 第1回(第99回産業統計部会)は1月22日(金)から2月17日(水)まで書面による審議を実施。議事結果については、資料2-1-2を参照。

第2回(第100回産業統計部会)は、2月4日(木)から19日(金)まで書面による審議を実施。議事結果については、資料2-1-3を参照。